

## 大道芸博2024

～TOKYO stage～

@東京 中野四季の森公園 ※東京都中野区中野4-13

【同時開催】大道芸マルシェ～世界のグルメ&amp;大道芸グッズ～

## 出演概要 / エントリーシート



国内最大級！パフォーマー総勢 **80**名が集結!! (予定)  
エンタの神々が降臨するインバウンド・イベント…

入場無料 ※一部有料ステージあり

主催 大道芸博2024開催組織委員会  
後援 中野区、中野区観光協会 (申請予定)  
協力 JUS全国学生連合 イベント・バンキング運営組織委員会ほか  
企画制作・運営管理 イベント・バンキング運営組織委員会  
エグゼクティブプロデューサー イトーノリヒサ  
プロデューサー シマダシュンタ  
officialアンバサダー 生方洋佑 (第68回世界ジャグリング選手権準優勝、2020五輪閉会式出演)

中野四季の森公園  
5/10(金)・11(土)・12(日)  
10:00 ~ 21:30

同時開催  大道芸マルシェ ~世界のグルメ&大道芸グッズ~

※商標登録申請中

名称：大道芸博2024 ~ Tokyo stage 中野四季の森公園 ~  
日時：2024年5月10日(金)~12日(日) 10:00~21:30 ※予定  
主催：大道芸博2024開催組織委員会  
後援：中野区、中野区観光協会 (予定)  
協力：イベント・バンキング運営組織委員会 イトーノリヒサOFFICE  
企画制作・運営管理：イベント・バンキング運営組織委員会  
制作協力：イトーノリヒサOFFICE  
エグゼクティブプロデューサー：イトーノリヒサ  
プロデューサー：シマダシュンタ  
Officialアンバサダー：生方洋佑 (第68回世界ジャグリング選手権準優勝、2020五輪閉会式出演)

会場：中野四季の森公園 芝生エリア・イベントエリア (〒164-0001 東京都中野区中野4丁目13)

募集枠：合計80名の大道芸パフォーマー (ジャンル問わず) ※3日間出演などのダブリ含む

出演日：1日~3日間 ※参加・出演日数が多いパフォーマーの方々を優先して選考

観客動員数：50,000人 ※予定 (例年開催の四川フェスと共同開催の為、合算動員数)

一次先行募集！  
募集締切 2024年

4/1月

※ただし出演枠 決定次第締切ます  
(簡単な選考審査がございます)

## 出演場所「中野四季の森公園 芝生エリア・イベントエリア」

### 3日間/出演承諾 協力金 ¥8,000（税別）

※投げ銭に関しましてはお持ち帰りくださいませ。パーセントを頂戴することはありません。

3日間出演が可能なパフォーマー様を優先して選出致します！ ※弊社内で簡単な審査がございます。ご了承くださいませ

出演区画：公園内・パフォーマンスの種類により場所・時間は変動、選定後にお電話等で簡単な事前打ち合わせを行います

※屋外 ※音響照明設備等・サポートスタッフは各自手配ください ※ゴミは全てお持ち帰りください

※搬入は当日のみとなります ※車両留置不可（車でお越しの場合は近隣の駐車場をご利用くださいませ）

### 2日間/出演承諾 協力金 ¥5,000（税別）

※投げ銭に関しましてはお持ち帰りくださいませ。パーセントを頂戴することはありません。

3日間出演が可能なパフォーマー様を優先して選出致します！ ※弊社内で簡単な審査がございます。ご了承くださいませ

出演区画：公園内・パフォーマンスの種類により場所・時間は変動、選定後にお電話等で簡単な事前打ち合わせを行います

※屋外 ※音響照明設備等・サポートスタッフは各自手配ください ※ゴミは全てお持ち帰りください

※搬入は当日のみとなります ※車両留置不可（車でお越しの場合は近隣の駐車場をご利用くださいませ）

### 1日間/出演承諾 協力金 ¥3,000（税別）

※投げ銭に関しましてはお持ち帰りくださいませ。パーセントを頂戴することはありません。

3日間出演が可能なパフォーマー様を優先して選出致します！ ※弊社内で簡単な審査がございます。ご了承くださいませ

出演区画：公園内・パフォーマンスの種類により場所・時間は変動、選定後にお電話等で簡単な事前打ち合わせを行います

※屋外 ※音響照明設備等・サポートスタッフは各自手配ください ※ゴミは全てお持ち帰りください

※搬入は当日のみとなります ※車両留置不可（車でお越しの場合は近隣の駐車場をご利用くださいませ）

#### 【パフォーマンスの重複に関して】

※他のパフォーマーとのパフォーマンスのダブリは一部必ずございます。了承にて要申込のこと！

※当然のことながら「売上保証」等の保証機能は付帯しません

## ・ 申込方法と申込の確定

出演管理者が別紙に定める本イベントの「出演規約」を確認、承諾いただいた上で、所定の出演申込書に必要事項を記入・押印し、Event Banking（イベント・バンキング）にFAXもしくはMailにてご送付ください。

出演管理者が申込書を受取り、弊社規定による審査・審議後、出演依頼と出演承諾 協力金の請求書を発行・期日までに支払い完了した時点で出演契約が成立いたします。

それと同時にキャンセル請求権も同時に発生いたしますことをご理解ください。お申し込みに当たっては、出演申込書のコピーを控えとして必ず保管ください。

## ・ お支払い

出演申込み締め切り日に満たない場合でもキャスト決定次第、早期締切となります。申込後の審査、承諾協力金のご請求、入金確認後、『出演確定』となります。入金を確認できない場合は管理事務局の都合で出演解約し、出演を取り消すこともございますので予めご了承下さい。

※振込手数料は、各出演者様のご負担となります。予めご了承ください。

## ・ 申込解約および取消料

出演者が本出演契約の解約を希望する場合は、①出演者の名称、②代表者の署名又は記名及び押印、③担当者の氏名及び連絡先、④解約申込の日時、⑤解約理由を記載した書面による解約通知を送付するものとし、当該解約通知が主催者に到達することにより本契約を解約することができるものとします。

なお、各解約日による取消料は以下の通りとなります。

申込後、2024年4月1日以降のキャンセルに関しましては出演料ほか100%貰い受けます

## ・ 出演申込・各種申請に関する 問合せ先

出演窓口/Event Banking（イベント・バンキング） 企画制作・運営管理/Event Banking（イベント・バンキング）  
担当者携帯：プロデューサー：シマダシュンタ 080-6455-0872 EXEプロデューサー：イトーノリヒサ 090-3126-0060  
TEL：03-6908-2182 FAX：03-6908-2183 E-mail：eventbanking@email.plala.or.jp

# エントリーシート

お申込み方法：FAXまたはメール（写真も可）にて返送くださいませ。

ご出演いただくキャスト様には、申込締切の翌日（予定）にこちらよりご連絡させていただきます。弊社よりご連絡なき場合は選考外となります。ご理解ください。

その際の選考基準などはお問い合わせいただきましてもお答えできかねます。ご了承くださいませ。

※簡単な審査あり

**FAX：03-6908-2183    Email：eventbanking@email.plala.or.jp**

※本書概要ならびに巻末の出演契約に同意したものととして申込みを致します！

**募集締切：2024年4月1日**

募集内容* ※✓願います	<input type="checkbox"/> 3日間出演 <input type="checkbox"/> 2日間出演 <input type="checkbox"/> 1日間出演
ヘブンアーティスト登録*	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし    ※登録のある方は、FAXまたはメール(写真も可)にてご提出くださいませ。選定には影響はございません。
パフォーマンス名*	
代表者名*	
電話番号*	
FAX	
住所	
メールアドレス*	
パフォーマンスジャンル*	
持込使用機材*	例 スピーカー・パフォーマンス道具 など
パフォーマンススペース*	例 W5m × D5m 使用 など
備考 ※ご不明点等、ご自由にお書き下さいませ	

\*は必須事項となります。ご記入お願い致します

## 【プレスリリース】

弊社では、イベント開催に先駆け、大手メディア・テレビ・マスコミに向けたプレスリリース等の宣伝・広告を実施する場合がございます。ご参加いただけますパフォーマンスの皆様のプロフィール・宣材写真を本申込書と一緒にご提出いただけますと、こちらにて記事を作成する際に使用させていただく場合がございます。ご了承の上申込となります。

お送りいただきました資料に関しましては、弊社にて厳重に管理させていただきます。ご理解ご協力のほどお願いいたします。

## ・出演申込・各種申請に関する 問合せ先

出演窓口/Event Banking（イベント・バンキング）    企画制作・運営管理/Event Banking（イベント・バンキング）  
担当者携帯：プロデューサー：シマダシュンタ 080-6455-0872    EXEプロデューサー：イトーノリヒサ 090-3126-0060  
TEL：03-6908-2182    FAX：03-6908-2183    E-mail：eventbanking@email.plala.or.jp

# 大道芸博2024 ～ Tokyo stage 中野四季の森公園～

## 開催イベント 出演規約・契約

◆以下、出演規約です。出演概要に記載済みの全ての項目を前提としています。違反行為などを発見した場合、直ちにその行為を中止していただきます。改善されない場合、出演を取り消し、退去していただくことがあります。

### 1、規約の目的

本規約は、本イベントにおける出演条件等について規定します。

### 2、出演申込と契約の成立

出演希望者は、本規約を遵守することを承諾した上で、申込書に記載されている申込方法に従ってお申込下さい。主催者はこれを審査の上、本イベントの主旨に適合するものと考えられるパフォーマンス(展示物、物販販売品目、施工、装飾を含む。以下同様。)を予定する出演希望者に対してのみ、出演承諾 協力金（出演料）の「請求書」を発行いたします。出演希望者と主催者との出演契約(以下、「出演契約」といいます。)は、「請求書」を主催者が発送した時点をもって成立するものとします。

### 3、出演料の支払い

出演者は「請求書」に記載の指定日までに、出演料の支払いを完了しなければなりません。国や地方自治体などの助成金を活用して出演する場合、助成金の交付が本イベント開催後であっても、出演料金額を指定日までに支払わなければなりません。出演者が、主催者に支払うべき付帯費用があるときも、指定日までに支払いを完了しなければなりません。

### 4、出演位置の決定

出演者が利用する出演スペースは、出演内容等を考慮のうえ、主催者が決めるものとします。

出演者は、主催者が決めた出演スペースに対して異議を申し出ることはできません。

### 5、出演スペースの使用方法

- 宣伝・営業活動は、隣接出演スペースに影響のない範囲で、すべてスペース内で行ってください。出演スペース以外を使用しての宣伝活動や、道路上に施設や表示などを設けることはできません。また、出演者は、宣伝活動のために出演スペース近くの通路が混雑することがないようにしなければなりません。
- 出演者は、隣接する出演スペースの使用者の使用を妨げる形で自社の出演スペースを施工しないものとします。隣接する出演スペースの使用者から苦情が出た場合、主催者は本イベントの運営上、出演スペースの装飾に変更が必要であるかどうかを判断します。主催者が変更を必要と認めた場合は、出演者はその判断に従い、装飾を変更しなければなりません。
- 装飾物の高さは、後日主催者から出演者マニュアルにより通知される範囲内にしなければなりません。設営材に使用する幕、じゅうたん等、カーテン、展示用の合板の防災対象物品は、防災性能を有するものを使用してください。
- 主催者は、その音・操作方法・材料・におい・外見又はその他の理由から問題があると思われる使用品を制限し、また、主催者の立場から見て、本イベントの目的に適合しない使用品を禁止又は撤去する権限を有します。この権限は、人・物・行為・印刷物その他主催者が問題があると考えるもの一切に及ぶものとします。
- (2)及び(4)の変更、制限、又は撤去を行ったことによる費用はすべて出演者の負担となります。また、変更、制限又は撤去によって生ずる一切の損失・損害に関して、主催者は何らの責任を負いません。
- 出演者は、出演期間中、主催者指定の出演者証を着用のうえ、必ず出演スペース内に常駐し、来場者への対応、使用品の管理にあたってください。

### 6、出演スペースの転貸等の禁止

出演者は主催者の書面による承諾なしに、出演スペースの全部又は一部を転貸、売買、交換又は譲渡することはできません。

### 7、使用品・条件

- 使用品について、主催者が不適合と判断した場合は出演できません。
- 主催者は、(1)の規定に違反する出演がなされていると認めた場合には、当該使用品の撤去を求めることができます。出演者は撤去についての主催者の指示に従わなければなりません。

### 8、保証条項

出演者は主催者に対し、本催事のパフォーマンス又はこれに関連する使用品についての印刷物その他の媒体が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害するものでないことを保証するものとします。

### 9、出演内容の変更

出演契約成立後の出演内容の変更は、出演者が書面により主催者に通知し、主催者が書面により出演内容の変更を承諾した場合に限るものとします。

### 10、使用品の管理と免責

使用品の管理責任は出演者にあるものとし、あらゆる原因から生ずる損失または損害について主催者はその責任を負いません。出演者は使用品に対し、その輸送及び催事期間中を通じて保護のための適切な処置を講じなければなりません。

### 11、使用品等の設置および撤去

- 使用品等の搬入・設置・搬出（会期中含む）は、後日主催者からの出演者マニュアルにより通知される時間内・方法にて行ってください。出演者が定められる日時までに自社の出演スペースを占有しなければ、主催者は出演契約が解除されたものとみなし、当該出演スペースを主催者が適切と考える方法で使用できる権利を有します。その際、主催者は出演料の返金はいたしません。
- 会期中の使用品の搬入、移動、搬出の際は、出演者は、必ず主催者の承認を得た後にその作業を行ってください。
- 使用品の輸送・搬入・展示・販売・撤去など、出演者の行為に属する費用はすべて出展社の負担となります。
- 出演スペース内の使用品（廃棄物・ゴミ含む）は、会期終了後の指定された日時までに撤去し、現状回復を行ってください。回復が十分でない場合や、期間内に撤去・回復が完了しないために主催者がこれを代行したときは、その費用は出演者の負担となります。
- 出演者マニュアルにより通知される時間外で作業を行いたい場合、事前に主催者への申し出が必要となります。またその場合、時間外作業費を徴収いたします。

### 12、工事区分

- テントの仕様・付属の電気・備品については別紙セールスシート参照。
- 電気設備  
照明器具や電気を要する機材などを使用する場合は、使用する電気容量に応じて、出演者マニュアルにより通知される料金がかかります。
- 危険物の取り扱い  
火を使用する場合、事前に主催者への申請が必要です。

### 13、会期中の車両制限

会場周辺は、駐車場が少なく渋滞が予想されます。警察当局の指導により、会期中の会場やその周辺への車両の乗り入れは、使用品などの搬入のための車両のみとし、出演者マニュアルにより通知される時間内・方法にて行うものとします。出演者関係の方の車両による出退勤はできません。公共の交通機関をご利用ください。

### 14、写真撮影および模写等

主催者及び当該出演者の許可なく、パフォーマンス・使用品の撮影・模写・測定はできません。

### 15、出演の取り消し

出演の取り消しをするには、書面にその理由を明記し、主催者に提出しなければなりません。出演契約後の取り消しについては、書面の主催者への到達日に応じて、出演者は下記の通り、別紙セールスシートに定める取り消し料を直ちに支払わなければなりません。

- 出演者の利用する出演スペースが一つのみである場合、または、出演者が利用する出演スペースが複数の場合において出演者が全ての出演スペースについて出演を取り消す場合  
※ただし、取り消しの書面の到達時点で、出演者が主催者に対し出演料の全部又は一部を支払っている場合、出演者が支払わなければならない取り消し料は、取り消し料と支払済の出演料の差額分のみとし、出演者が支払済みの出演料が取り消し料を超えている場合、主催者はその超過分を返金するものとします。
- 出演者が利用する出演スペースが複数の場合で、出演者が利用する出演スペースの一部のみについて出演を取り消す場合  
※ただし、取り消しの書面の到達時点で、出演者が主催者に対し当該出演スペースの小間料金の全部又は一部を支払っている場合、出演者が支払わなければならない取り消し料は、取り消し料と支払済の出演スペース料金の差額分のみとし、出演者が支払済みの出演スペース料金が取り消し料を超えている場合、主催者はその超過分を返金するものとします。なお、出演者が既に支払った出演料については、まず、取り消しをしていない出演スペースの出演料金に充当されるものとします。

### 16、契約の解除

- 主催者は次の各号のいずれかにあたる行為がある場合には何らの催告なしに直ちに出演契約を解除することができるものとします。
  - 本規約の項目の一にでも違反した場合  
イ) 出演者の役員、従業員、その他雇用契約を締結しているすべての者が、暴力団による不当な行為の防止などに関する法律（暴対法）に規定する団体（暴力団その他反社会勢力）の構成員、準構成員であった場合、またそれら団体が自社の資金、経営に関与した場合。  
ウ) その他、本催事の正常かつ円滑な運営に重大な支障が生じるおそれがあると認められる場合。
- 主催者が契約を解除した場合、出演者は次の義務を負うものとします。
  - 本催事の開催期間中の場合、主催者の指示に従い、ただちに自己の費用で使用品を撤去して、出演スペースを原状に復すること。  
イ) 主催者に対しては、解除について一切の損害賠償等を請求できないこと。  
ウ) 解除により主催者に損害が生じた場合、その損害を賠償すること。  
エ) 解除に関して主催者が第三者から損害賠償等を請求された場合、これに基づく一切の訴訟費用、損害賠償等を補償すること。
- 主催者は、本条(1)の解除の前後を問わず、同項各号に該当する行為がある場合には、主催者の発行する印刷物、会場内掲示について出演者の該当記事を削除する等の措置をとることができるものとします。

### 17、損害賠償

- 出演者は、自己又はその代理人の不注意その他によって生じた会場設備又は本催事の建造物の損壊、人身に対する損害等、一切の損害を賠償するものとします。
- 出演者は主催者に対し、以下の場合にはその請求に起因する訴訟から生じた訴訟費用（弁護士費用を含む）、必要経費及び損害の一切について主催者に賠償する義務を負うものとします。
  - 出演者の出演に関係する行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害しているとの主張に基づき、主催者に対して訴訟が提起された場合（出演者とともに被告とされた場合を含む）。  
イ) ア) の訴訟において、主催者が判決、又は裁判上若しくは裁判外の和解において損害賠償義務を負うことになった場合（和解について、主催者は出演者の意思に拘束されないものとします）。

### 18、本イベントの開催中止

主催者は、地震・火災等の天変地異、その他やむを得ない不可抗力により、本催事開催を中止又は開催時間の短縮をすることがあります。その場合、出演料の返却はいたしません。

### 19、規則の変更と追加

主催者は、本イベントの業務を円滑に遂行するため、各種規則等の制定、修正を行うことができます。また本規約に記載のない事項について新たに取り決め、各種の追加や変更を行う権利を有するものとします。

### 20、規約の遵守

出演者は、主催者が定める一連の規定（出演者マニュアル含む）を本規約の一部とし、これを遵守することに同意するものとします。さらに、出演者は主催者が定めるすべての規約・規定等を本催事の利益保護のためと解釈し、その実行に協力するものとします。

### 21、管轄裁判所

本契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とする。